



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

今回のニュースレターでは2つのトピックについてご紹介いたします。いずれも、日々情報がアップデートされているため、今回は臨時号を発行して最新情報を提供いたします。

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

(1) 在留資格を有する外国人の再入国

(ア) 8月31日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む）をもって出国した在留資格保持者で所定の手続きを経た人は、出国日を問わず、9月1日以降の再入国が認められることとなりました。再入国については、①本邦入国時の検疫での検査、②本邦入国後、自宅、施設（個室、バス、トイレの個別管理ができる施設。相部屋は不可。）での14日間の待機などの感染に関する水際措置をとることが求められます。更に、追加的防疫措置として滞在先国を出発する前の72時間以内に医療機関より検査証明を取得することなどが必要となります。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html

(イ) 現在、日本に在留する方で9月1日以降に出国を希望される方は、本邦出国前に出入国在留管理庁から受理書の交付を受ける必要があります。出入国にあたっては、上記（ア）と同じく水際措置、追加的防疫措置をとる必要があります。詳細については出入国在留管理庁のホームページを参照下さい。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00245.html

(2) 新規入国（「レジデンストラック」）

感染状況が落ち着いている国・地域を対象に、技能実習生などビジネス上必要な人材等の出入国を追加的な防疫措置を条件に認める仕組み（「レジデンストラック」）が試行的に実施されることになりました。

(ア) 対象国

①既に実施中：タイ、ベトナム、

②9月8日より手続き開始：マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾、

③協議調整中：シンガポール（注：9月開始予定で合意済）、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、モンゴル

(イ) 手続には、受入企業の・団体の「誓約書」などが必要となる他、現行の感染に関する水際措置（①本邦入国時の検疫での検査、②入国後、施設（個室、バス、トイレは個別管理。相部屋などは不可）で14日間の待機など）に加え、滞在先出国前72時間以内の医療機関の検査証明の取得などの追加的防疫措置が必要となります。

(ウ) 対象国により手続き等が一部異なっておりますので、詳細については外務省のホームページを参照して下さい。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

なお、外国人技能実習機構のホームページに掲載された、技能実習生がレジデンストラックを利用して入国する場合に関するよくある質問についても参照してください。

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200904-23.pdf>

帰国困難・実習継続困難となった実習生のための在留特例措置（特定活動）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた技能実習生の方々の就労が継続できるように、当面の特例措置が設けられています。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html

（１）実習終了が終了しても本国への帰国が困難な技能実習生

- （ア）従前の業務と同一業務での就労を希望される方は、「特定活動（就労可）」又は「特定活動（就労不可）」への在留資格変更が可能です。在留期間は6か月ですが、帰国できない事業が継続している場合には、更新することができます。
- （イ）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、従前と同一の業務に係る業務（農業、漁業、建築、食品製造、繊維・衣服、機械・金属の同じ分野の職種）に従事することも可能。

（２）技能検定や技能実習評価試験を受検できない技能実習生

次段階の技能実習に移行するまでの間、「特定活動（就労可）」への在留資格変更が可能です。在留期間は4か月です。従前と同一の実習実施者及び業務で就労を希望する方に限ります。

（３）解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生

解雇等により実習継続が困難となった技能実習生については、異業種への転職が認められ最大1年の「特定活動（就労可）」への在留資格変更が可能です。就労が認められるのは特定産業分野（特定技能制度の14分野）に限られます。将来的には、特定技能1号への移行の可能です。

なお、技能実習の修了生についても、異業種への転職が可能となるよう特例が設けられる見込みです。

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい首都圏に在住する行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。外国語にも対応できます。地方担当の行政書士もあり、入管地方事務所への申請取次がスムーズにできますので大変便利です。

弊センターでは監理団体様及び実習実施者様にさまざまなサービスを提供しております。お気軽に弊センターにご用命いただけますようご案内申し上げます。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代理申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談）

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>